

全建事発第 127 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに関連した法律が本年 10 月 1 日から施行されることとされて
いますが、施行日以後の国土交通省直轄工事等における取扱い等について、国土交通省
土地・建設産業局建設業課長より、本会に対して通知がございました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜わり
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当】事業部 下永吉

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp